(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市営競輪へのレースの協賛について、その取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(協賛レースの定義)

- 第2条 協賛レースは、協賛を希望する企業を対象に、屋号や商品名をレース名に使用した レースのことをいう。
 - 2 レースの名称は20文字以内とする。

(協賛レースの対象)

第3条 協賛レースの対象は、防府市主催の競輪のうち、F I ・F II グレードの競輪とし、 市長が指定するレースとする。

(協賛業種又は事業者)

- 第4条 市長は次に定める業種又は事業者からの申請を認めないものとする。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条 第2号に定める暴力団その他反社会的団体及び特殊結社団体などその構成員がその 活動のために利用するもの又はそのおそれがあるもの
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号) 第2条に規定する営業に該当するもの
 - (3) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律 (平成15年法律第83号)に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの
 - (4) 貸金業法 (昭和58年法律第32号) に規定する貸金業に該当するもの
 - (5) たばこに関するもの
 - (6) とばく(公営競技及び宝くじを除く。)に関する業種
 - (7) 銃砲刀剣類その他の危険物に関するもの
 - (8) 投機的商品に関する業種
 - (9) 債権取立て、示談引受け等に関する業種
 - (10) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種又は事業者
 - (11) 私的な秘密事項の調査を業とするもの
 - (12) 法律に定めのない医療類似行為に係るもの
 - (13) 連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びこれらに類する取引に関するもの
 - (14) 募金又は寄付金の募集に関するもの
 - (15) 破産者で復権を得ないもの、又は会社更生法若しくは民事再生法に基づく更生若し くは更生の手続き中のもの
 - (16) 各種法令に違反、若しくは営業等について必要な届出又は許認可を受けていないもの
 - (17) 行政機関から指導を受け、改善がなされていないもの
 - (18) 「防府市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」及び「防府市物品調達等に係る指名停止等措置要綱」に基づき、市から指名停止措置を受けているもの
 - (19) 違法又は不適当な行為により、営業停止その他の不利益処分を受けているもの
 - (20) 1節(3日間)単位でのシリーズ戦(以下「シリーズ戦」という)の冠名になって いる企業と競合する企業

(21) その他適当でないと市が認めるもの

(協賛名称の基準)

- 第5条 協賛を認める名称は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。
 - (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
 - (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
 - (3) 人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
 - (4) 政治性のあるもの(選挙に関係するものを含む)
 - (5) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの
 - (6) 社会問題その他についての主義主張又は主張に当たるもの
 - (7) 内容又は責任の所在が不明確なもの
 - (8) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
 - (9) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
 - (10) 消費者保護の観点から望ましくないもの
 - (11) シリーズ戦の冠名になっている企業と競合する企業又は商品の名前がついたもの
 - (12) 前各号に定めるもののほか、協賛名称として適当でないと市長が認めるもの (協賛の申込み)
- 第6条 協賛を希望する企業は、協賛を申し込もうとするときは、防府市営競輪協賛申込書 (第1号様式)を協賛を希望する競輪開催日の30日前までに市長に提出するものとする。 (審査会の設置)
- 第7条 防府競輪場内に、協賛レースの内容等について審査することを目的とした防府競輪 協賛レース審査会(以下「審査会」という。)を設置する。
 - 2 審査会の会長は防府市競輪局長とし、委員は公益財団法人 J K A 職員、一般社団法人 日本競輪選手会山口支部所属選手とし、必要に応じて会長が招集し開催するものとする。 (審査及び決定)
- 第8条 第6条の規定による申込みがあったときは、前条の規定により審査会を開催し、その内容を審査し、防府市営競輪協賛認定等通知書(第2号様式)によりその可否を通知するものとする。

(協替品の納入)

第9条 前条の規定により協賛の認定を受けた者(以下「協賛者」という。)は、指定された期日までにファンサービス品を納入しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めたときはこの限りではない。

(協賛品)

- 第10条 協賛品は、市長と協賛者の協議の上、次の各号に掲げる区分に応じ、 当該各号に定める物とする。
 - (1) F I 競輪 1 レースにつき 2 0, 0 0 0 円 (消費税及び地方消費税を 含む。) 相当のファンサービス品の提供すること。
 - (2) F II 競輪 1 レースにつき 1 0, 0 0 0 円 (消費税及び地方消費税を 含む。) 相当のファンサービス品の提供すること。
 - (3) その他市長が認める場合は、協議のうえ決定する。
 - 2 協賛者から協賛品以外に優勝選手への副賞の申出があったときは、これを認めるものとする。

(特典の内容)

- 第11条 協賛者の特典は、次に各号に掲げる内容のうちから、あらかじめ定めるが、詳細 は協議のうえ決定する。
 - (1) レースタイトルの命名
 - (2) 防府競輪場内でのPRブースの設置
 - (3) 表彰式への参加
 - (4) 特別観覧席への無料入場
 - (5) 番組中継内でのメッセージ等の紹介
 - (6) その他市長が認める特典

(協替品の返環)

- 第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、納入された協賛品を返還することができる。
 - (1) 天候不良等により協賛レースのすべてが中止となった場合
 - (2) 協賛者の責めによらない理由により、協賛ができなかった場合

(協賛品の免除)

- 第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、協賛品を免除することができる。
 - (1) 国、市その他の地方公共団体等の公的機関による協賛で公益性が高いもの
 - (2) 競輪事業の推進のため、免除が適当と認められる場合 (協賛者の責任)
- 第14条 協賛者は、協賛内容に係るすべての責任を負うものとする。

(協賛の取消し)

- 第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、協賛の認定を取り消すことができる。
 - (1) 協賛者がこの要綱に違反し、又は偽りその他不正な手段により第6条に規定する認定を受けたとき
 - (2) 公益上の理由等により市が別の協賛競輪として開催をする必要が生じたとき
 - (3) 第4条及び第5条各号に該当することが判明したとき
 - (4) 第9条に規定する手続きが履行されない場合
 - (5) 第12条各号に掲げる場合
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が協賛を適当でないと認めたとき
- 2 市長は、前項の規定による取消し等により協賛者が受けた損害については、その賠償の 責めを負わない。

(所管)

第16条 この要綱に係る庶務は、産業振興部競輪局が所管する。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、防府市営競輪への協賛に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。